

小規模山地災害対策促進事業事務取扱要領

(趣旨)

第1 小規模山地災害対策促進事業の事務取扱については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）小規模山地災害対策促進事業補助金交付要綱（平成9年3月19日付け森保第761号水産林業部長通知。以下「要綱」という。）及び経済商工観光部、農政部及び水産林政部補助事業確認調査要綱（平成31年4月1日付け施行。以下「調査要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(事業計画)

第2 市町村長（以下「事業実施主体」という。）は、本事業の実施に当たっては、当該事業に係る実施年度における事業計画書を作成し、別に定める期日までに別記様式第1号により、知事に協議するものとする。

2 知事は、前項の規定により事業実施主体から協議があったときは、その内容を審査の上、承認の可否について決定するものとし、その結果を速やかに事業実施主体に通知するものとする。

3 事業実施主体は、前項2により承認された本事業の計画内容を変更しようとするときは、別記様式第2号により知事に協議し、その承認を受けるものとする。

(技術的基準の適用)

第3 本事業に係る技術的な設計基準は「治山技術基準」（昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通達）を適用するものとし、適切に設計するものとする。

(実施設計書)

第4 事業実施主体は、事業に係る工事の予定価格の算出根拠として事業費を積算した設計書を作成し、次の各号に掲げる項目ごとに当該各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 実施設計書

イ 事業実施主体は、事業計画に基づき実施設計書を作成し、別記様式第3号により所轄する地方振興事務所長又は地域事務所長（以下「所長」という。）に協議するものとする。

ロ 所長は、イにより事業実施主体から協議のあった実施設計書の審査に当たっては、別記様式第4号により設計審査書を作成し、当該審査の結果、適正と認められる場合は、事業実施主体に承認の通知を行うとともに、審査書の写しを付して水産林政部長に報告するものとする。

(2) 変更設計書

イ 事業実施主体は、事業に着手した後に設計変更の必要が生じ、要綱別表に掲げる重要な変更の事由又は以下のいずれかに該当する場合は、変更設計書を作成して、速やかに別記様式第5号により所轄する所長に協議するものとする。

(イ) 治山ダム、護岸工、流路工及び水路工の施工位置の変更、新設又は廃止

(ロ) 山腹基礎工（簡易な施設を除く。）の新設又は廃止及び山腹緑化工の施工面積が50%を超える増減（ただし、当初の施工面積が0.1ヘクタール以上のものに限る。）

(ハ) その他必要があるとき

ロ 所長は、イに係る変更設計書の承認に当たっては、(1)ロに準じて手続きを行うものとする。

(交付決定前着手)

第5 本事業の着手は、原則として規則第6条に規定する交付金の交付決定後に行なうものとする。ただし、事業実施主体は、やむを得ない事由により交付決定前に本事業に着手する必要がある場合は、別記様式第6号により、あらかじめその旨を具体的に明記し、知事に届け出るものとする。

(事業の着手)

第6 事業実施主体は、事業に着手したときは、要綱第5に基づき、別記様式第7号により知事に届け出るものとする。ただし、第5に基づく交付決定前着手を届け出た場合は、この限りではない。

(繰越事業に係る年度内の完了)

第7 事業実施主体は、要綱第4に規定する繰越の承認を受けた場合は、当該承認を受けた事業に係る年度内完了分について、その状況を別記様式第8号により知事に届け出るものとする。

(工事の完成)

第8 実施主体は、当該事業に係る工事の完成について、別記様式第9号により知事に届け出るものとする。ただし、交付要綱第7の規定による実績報告書を提出した場合は、この限りでない。

(確認調査の実施)

第9 所長は、事業実施主体から実績報告書等の提出を受けた場合は、調査要綱に基づき確認調査を速やかに実施し、確認調査復命書の写しを実績報告書等に添えて知事に提出するものとする。

2 所長は、調査要綱第2第1項及び第3項の規定による履行調査を行った場合は、別記様式第10号に記載する。

なお、当該年度の完了を確認するために実施する履行調査は当該年度内に実施するものとする。

3 調査要綱第5に規定する確認調査項目は、別記様式第10号の確認調査書の各項目とする。

(施設の維持管理)

第10 事業実施主体は、事業により設置した治山施設については、民有林補助治山事業実施要領（昭和47年11月27日付け48林野治第2235号林野庁長官通達）に基づく治山台帳を作成し、保管するものとし、治山事業施行地の適正な機能の確保に努めるものとする。

2 治山台帳その他必要な事項については、県が別に定めるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第11 この要領により提出する書類は、原則として当該事業を所轄する所長を経由するものとし、その提出部数は2部とする。

附 則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 小規模山地災害対策促進事業事務取扱要領(昭和60年4月15日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年7月1日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年6月1日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月2日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。